

平成18年9月8日
新宿区健康部介護保険課

通所系サービスにおける送迎の介護報酬算定等の取扱いについて

1. 送迎の基本的な考え方について

- (1) 通所系サービスの送迎加算が平成18年4月の介護保険法改正で基本報酬に包括されたことにより、通所系サービス事業者は、送迎が必要な利用者については送迎を実施することになりました。現在、送迎を実施していない事業所も、送迎が必要な利用者がある場合は対応をしなければならないこととなります。
- (2) 送迎が必要な利用者について、通所系サービス事業者が送迎できない場合には、通所系サービス事業者が訪問介護事業等と委託契約を結ぶ等により対応してください。なお、この場合、別に送迎の料金を利用者から徴収することはできません。
- (3) 送迎はドア・ツー・ドアが基本となります。通所系サービス事業者の行う送迎には、居宅内での利用者の身支度は含まれません。
なお、送迎時間は通所系サービスの利用時間には含まれません。
- (4) 利用者の希望により通常の実施地域以外への送迎を行う場合は、従前どおり、別途契約により送迎費用を徴収できます。

2. バスポイント方式の送迎について

バスポイント方式を採用している事業者はドア・ツー・ドア方式への移行をご検討ください。ただし、現在、バスポイント方式を採用している通所系サービス事業者について、やむを得ない事情がある場合は、別紙計画書を提出することにより、当面、バスポイント方式の継続を可能とします。

3. 訪問介護利用による送迎について

- (1) 利用者の心身の状況並びに住居及び地理的状況等から特別な事情がある場合は、従来どおり訪問介護を利用することも認めます。
しかし、これはあくまでも例外的対応であり、その適用については保険者判断とされています。そのため今回、特別な事情に該当する利用者の方について、通所系サービス事業者からの届出書に基づき、可否を判断します。

特別な事情にあたる場合の例

歩行による移動に介助が必要であり、他の手段による送迎が困難で、且つ下記のような状況にある場合

- ・身体的・精神的理由や疾病等により、送迎車による送迎が困難な場合
- ・高層住宅、集合住宅の2階以上に居住している場合
- ・道路が狭隘である、駐停車ができないなど、交通事情、道路事情によりドア・ツー・ドアの送迎が困難な場合
- ・施設と利用者の住居が近接しているため、送迎車による送迎が合理的でない場合（実施地域以外への送迎を除く）

(2) 訪問介護の利用にあたっては、送迎の前後に外出に直接関連する身体介護（身支度等）を含むものとします。

4. 送迎ルートについて

運営規程に明記され、「通常の事業の実施地域」として東京都に届け出ている地域については、送迎を行わなければなりません。「通常の事業の実施地域」と実際に送迎を行っている送迎実施地域に相違がある場合は、運営規程に反することになります。

各通所系サービス事業者において、再度、運営規程と送迎実施地域に相違がないか確認をお願いします。

5. その他

この取り扱いは新宿区の保険者判断を含むため、他区の被保険者である利用者の方には適用となりません。

◆送迎は、ドア・ツウ・ドアが基本であり、事業所としてのバスポイント方式は認められていません。

◆通所送迎時の訪問介護利用について、通所介護事業者、訪問介護事業者、利用者がそれぞれ独自の判断で、本来届け出を必要とするサービスを区の確認を受けずに行っている事例が多くみられます。

ケアマネジャーは、利用者の状況をきちんと把握し、利用者や各事業者と連携し適切なケアマネジメントを行うこと。

H27.11.20

新規分

通所系サービスの送迎に係る訪問介護利用届出書

新宿区介護保険課長あて

平成 年 月 日

当事業所の利用者の送迎について、下記のとおり届出します。

申請者	事業者名				
	所在地				
	管理者名		担当		電話
実施している送迎方法	1. ドア・ツー・ドア方式 2. バスストップ方式 3. 1, 2の併用 4. 委託による訪問介護				
利用者	被保険者番号				要介護状態区分
	氏名				利用開始月日
	住所	新宿区			
1 訪問介護による送迎を利用する被保険者の特別な事情					
2 室内も含めた訪問介護の内容及び所要時間（ケアマネジャーが計画する内容）					
居宅介護（予防）支援事業名				ケアマネジャー	
区 確 認 欄	確認日	平成	年	月	日
	算定の可否	<input type="checkbox"/> 可		<input type="checkbox"/> 否	
区記入欄					

（注）1は身体状況、居住環境、道路、交通事情により、ドア・ツー・ドアの送迎が困難な状況を具体的に記入してください。

2は、室内外毎に身体介護の内容及び所要時間をケアマネジャーから聴き取り、具体的に記入してください。

18新健介給第434号

平成18年9月8日

各指定居宅介護支援事業者様

新宿区健康部介護保険課長

高橋 麻子

(公印省略)

通所系サービスにおける送迎の介護報酬算定等の取り扱いについて

平素は新宿区の介護保険事業にご協力を賜り、有難うございます。

通所系サービスの利用に伴う送迎については、平成18年4月の介護保険法改正により、通所系サービス事業者による送迎が原則となりましたが、新宿区では平成18年9月30日まで、一定の要件に該当する場合に、訪問介護員による送迎を経過措置として行ってきました。

経過措置期間の終了にあたり、10月1日からの取扱いを別紙のとおりいたしましたので、お知らせします。

各指定居宅介護支援事業者の皆様には、大変お手数をおかけいたしますが、10月1日以降の通所系サービスの送迎については、各通所系サービス事業者にご確認のうえ、適切な居宅介護計画の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

新宿区健康部介護保険課給付係

5273-4176 (直通)